

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 福祉サービス機構株式会社 (認証番号:20地福第1389-3号)
訪問調査 実施日： 平成23年1月25日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人 山美福祉会 (施設名) 第2よさみ保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 大見 春江	定員(利用人数): 30名
所在地:〒446-0058 愛知県安城市三河安城南町2丁目7番地8	TEL 0566-74-3222

③総評

◇特に評価の高い点

一歩、園内に足を踏み入れると、ちょっと子どもの人数が多い大きな家に踏み入れたようなアットホームな雰囲気のある園である。「心身ともに健康で明るく、情愛、自立、協調がもてる家庭的保育」を保育理念として掲げた乳児専門30名定員の保育所である。具体的には、「情愛」として、やさしさ、笑顔をキーワードとして示しており、職員も笑顔がよくみられる園である。保育内容についても、各場面ごとにマニュアルとして詳細に定められている。また、これらを周知するために、毎年度初めに半日かけてマニュアルの見直しをかねて読み合わせをして、周知徹底をはかる仕組みとしている。マニュアルも作りっぱなしでなく、仕組みとして活かすようにしていることから、更に深めて頂けるような期待感をもった。調査当日は、書式と口頭説明が中心だったため、具体的にはお伝え出来ないが、今後、書式やマニュアルを実務的に工夫するとより活用しやすく狙いに沿った成果が出るようになると思われる点が多々感じられた。今後さらなる期待をしたい。事故対応やリスクマネジメントにおける準備にも、気を遣われており、避難訓練などについても、様々な場面の設定で、毎月実施している。交通安全などについては、職員だけでなく、子どもにも紙芝居などを活用して、注意喚起するような取り組みもされている。職員に対しても、園内研修を計画的に実施しており、特に、保育研究として、他の保育士が見る中で保育を行い、その終了後、良かった点見直す点などを指導する研修や、主任保育士立会いの中、テーマを決めた保育を見てもらい指導を受けるなどの研修も実施しており、OJT研修として充実している。食事についても、手作り給食やおやつを、毎日同じ栄養士一人で作って対応している。そのため個別ニーズやその日の体調に応じて臨機応変に対応も可能であり、乳児を預ける保護者にとって大きな安心感に繋がっている。園庭が狭いという物理的なデメリットはあるが、そのため逆に散歩等外出保育を多く取り入れている。このことが、結果的に自然とのふれあいや季節感、あいさつを通じての地域との交流などと、良い方向になっている。物理的にないことを嘆くのではなく、制約の中でもできることを、それぞれの立場で、取り組み、創意工夫をこらした保育を実施されている園である。子どもの成長は家庭生活が大切ととらえ、家庭との連携を重要視している。園の職員の笑顔から子どもが笑顔になる。その笑顔により、保護者もそして地域の方々も笑顔になれるような保育を、今後ともさらに深めていっていただくことが期待できる園である。

◇改善を求められる点

訪問調査時うまく表現できなかったのだろうが、経営と運営の連携部分が弱いと感じた点があった。理念を実現する為に、中長期計画を作成し、それを実現する為に今年度の事業計画がある。しかし、特に経営バランスを確認する点や人材育成、採用関連等連携部分については、経営本部が実施することで、保育所は保育の実践の場として経営的な面が確認できなかった。第2よさみ保育所がある地域特性や環境状況、顕在的・潜在的を含めた福祉ニーズ、そして園としての求める人材像などを明確化されたり、逆に法人を取り巻く現在の状況からの課題点などを、職員が把握した上で進むことが、職員の思いなどのベクトル合わせに繋がってくる。園としての理念を実現するために、必要に応じて経営的な側面も考慮して事業を進めていただけることを希望する。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

低年齢児専門園として開園し、10年目を迎える節目の年に第三者評価を受けることとなり、園運営を見直すよい機会となりました。ご指摘を真摯に受け止め、今後は中長期計画を明確に示し、経営的な取り組みについて、法人本部と連携して望み、課題の改善を重ね、より充実した円運営を進めていき、今以上に子どもたちのより良い育ちの環境を創っていけるよう、努力していきたいと思いをします。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「心身ともに健康で明るく、情愛、自立、協調がもてる家庭的保育」を保育理念として掲げている。その理解を深める為に、「理念・基本方針に基づいてカラー(サービス)」として、保育面・施設面にわけて具体的事項で示し、第2よさみ保育園だからできるカラーを出すこととしている。具体的には、「情愛」としては、やさしさ、笑顔 키워ドとして示し、また、「自立」とは、今に寄り添って自分を信じる力とし、そのために心地よさを感じさせることで、自我を育て、自分で出来ることを増やし発達させるような支援をすることとされている。このことが、職員の発言の端々にも笑顔を大切にすることができたり、表情も笑顔があふれており、意識も実践としても浸透していると感じられた。また、基本方針として、園内では「家庭的なあたたかい保育」を掲げている。この考えを、イメージさせるような表現で、園のしおりやパンフレット、園内に掲示などにより、常に意識するようにされていた。周知として園だよりに年2回掲載したり、入園式や保育参観行事でされている。方針等の周知について、よりこまめで丁寧な方法、意識づけや動機付けの取組を進めると一層利用者等に理解が進む。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

この項目としては、理念を受けてそれを実現できるような経営的な取組を求められている。中長期計画として示されたものが、3か年保育計画であった。印象として、この項目の範囲を、園内や保育内容という点だけで捉えられているようであった。体制から想像するに、法人の経営計画に、その一事業として第2よさみ保育園の計画がありそうな気がした。経営計画に、第2よさみ保育園における課題や問題点を明確にし、その解決に向けた具体策の計画が求められている。長期的な取組、その進捗把握のための中期計画、その上で、今年度実施すべきものを事業計画として示されることが求められている。当然経営には、その収支計画とリンクすることも必要である。今一度経営的な取組について、法人本部の取組と連携されていくことが望まれる。P-D-C-Aサイクルを回しながら理念の実現を目指すものである。中長期計画、事業計画を明確に示すことで、職員を目指すべき方向性が明確になり、計画の進捗などの管理ができることとなる。ここで求められている事業計画は、単なる行事計画や指導計画だけでない。組織体制や設備の整備なども含めた経営的な計画である。P-D-C-Aの意味合いを、さらに深めていただき、計画のチェックができるような目標を定めた計画や連携について、ご検討いただけることを期待したい。理念の実現のための中長期計画、事業計画を保護者にわかりやすく伝えることで、保護者の意見が出るようになり、その結果、保護者の意見等を計画に取り込むことができるようになる。保護者への事業計画の周知する意味合いを理解され、有機的につながるような工夫を検討されたい。今回、計画の周知については、本来求められている中・長期計画や事業計画とはズレがあるが、現状の中で作成されたものを保護者に渡されているとのこと、及び、その評価結果を職員間で定期的に話し合いを行っているとの申告をもって評価した。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園長の役割は、「保育マニュアル」の中で、日常的な職務内容は職務分担表として規程で明示されている。ただ、有事の際の取組について、例えば法人本部への連絡、保護者や地域等対外的への対応など、園長の役割と責任についても盛り込まれたい。園長が自らの信頼を得ているかどうかについては、通常の保護者や職員の様子から把握するとしている。ただ、この項目を苦情や要望の受付としてとらえているように感じられた。信頼を得ているかどうかを把握し、評価・見直しをするための方法をご検討いただきたい。遵守すべき法令については、保育だけでなく環境等も含めて11の法律をリストをされ、職員会議等で周知徹底するようにしている。ただ、昨今、関連法令は、変化も激しい。法令内容の維持管理等にも配慮されたい。保育の質を高める取組としての情報収集については、年度末に保護者からのアンケートを実施されているとのことだが、具体的に保育サービスの質については、その評価方法、そこからの明確化された課題、改善のための取組など、定期的な分析結果などのつながりが、必ずしも明確ではなかった。サービスの質の評価には、保護者や外部の専門的な目線なども含め多面的に把握することなども検討されたい。また、経営側面でも把握すべき点もある。その側面からの情報収集によりコストバランス等も把握できることとなるため、ぜひ取り組まれたい。話としては理解できるが、職員のベクトル合わせのためにも、これらを示されることもご検討いただきたい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

事業経営をとりまく環境の把握手段としては、保育雑誌、研修、園長会議、県動向報告などとしている。また、延長保育児の内訳や利用日別、保護者の職業、世帯構成、地域別年齢別児童数を分析している。ただ、そこから全体のニーズや潜在的利用者のデータ等や、そのデータを活かしての課題の絞り込みが、どのように中長期計画や事業計画に反映されているのかが、明確ではなかった。総合的に判断され、現在の事業計画となっていることであるが、経営者や管理者が個人的に行われているだけでは組織としての取り組みと位置づけられない。職員が共有しやすい工夫が求められる。外部監査の実施としては、専門的知識は市に相談相手として毎月の会計処理を実施し、税理士に毎年度末決算処理をしてもらう際、経営上の改善課題を発見し、情報の収集をはかっていることと、県からの年1回の指導監査を体制としている。ただ、この項目において外部監査の範囲としては、会計処理のみならず、方針の組織運営・事業等も含めた範囲である。その外部監査の結果を受けて、どのように経営改善に活用されているかが、調査当日では、明確には示されなかった。法人全体の経営計画等には、反映されていると思われるので、法人本部と連携され、どのような課題を指摘され、どのように改善に向かっているのかを把握されることが望まれる。よって、ここでは最低基準等を実施されているかを確認する目的で行われる県の指導監査は、ここでの外部監査には馴染まない。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

必要な人材に関しては、配置基準に対する配置状況等をおさえている。採用に関しては、必要時に要望を出して、臨時職員を本部で採用としている。その為、求める人材等などは、本部管轄であり、人事管理方針としては、最低限の配置基準を満たすことであったが、これでは人材プランとはとらえ難い。採用自体が、本部採用としても、「情愛の持てる家庭的保育」を実現するための保育士のイメージ像を明確にし、それに沿った人材を採用してもらうように伝えることができると思われる。そのあるべき姿と現在の力のギャップを明確化することで、教育ニーズも明らかになる。これを実現する手段が、教育・研修に関する計画となる。共通では園内研修会として、個別には個別の教育・研修計画につながる。職員の共通的な面の教育・研修計画や研究保育、専門教養として計画を立てられているが、個別の現状とあるべき姿が明確に示せていないため、個別という面では弱いものとなっていた。園内研修として一人ずつ研究保育として、他の保育士が見てる中での保育実践や主任保育士の前での保育実践という研修の場を設定し、個別に研修をされていた。一人一人の保育士に対する指導という研修が充実している点は特筆すべきものであった。現在暗黙知として抑えている点を顕在化させ、P-D-C-Aの仕組みに乗せ計画化することで、充実した研修が、より大きな効果を生むと思われる。ぜひ期待したい。OJT研修と、計画的な人材育成計画かの違いは、現状とあるべき姿が明確化しその差を埋めるために計画化されたかどうかである。そこから導き出されたものの実施方法として、現在の研究保育の仕組みにのせることで、有機的につながる。ぜひ、計画的な人材育成という着眼点で、現在実施されている研修を再整備されることが望まれる。人事考課としては客観的に示される「行動目標・自己評価」において、情意考課を実施され、その面では個人面談等を通じてフィードバックをしている。別途、立場別人事考課表がある。このツールを適正に活用されれば、能力考課面が満たされると思われる。ただ、成績評価においては、明確なシステムとは受け取れなかった。これらの要素を満たすことで、より明確になると思われる。福利厚生に関しては、余暇活動も充実されており、生活利便の向上、健康維持、退職金に積極的に取り組まれている。有休の消化率を把握しており、保育士が可能な限り使えるように配慮している。実習生の受入についても、意義や手順、実習上の諸注意等マニュアルも整備され育成という側面と、受け入れ側としては保育の再確認の場として取り組まれている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

安全管理においても、場面ごとで必要に応じて使えるマニュアルがコンパクトにまとめられている。すべてのマニュアルについて、新年度の始まる前に職員会において、全職員で半日かけて読み合わせを実施している。避難訓練は、全員で行う形態で毎月1回行われており、給食時、お昼寝時間、お遊び時間、散歩時など様々な設定場面で実施されている。また、延長保育の場面も想定した避難訓練も、隔月単位で実施するなど、見落としがちな場面も想定した避難訓練を行うなど充実した体制づくりがなされている。交通訓練や不審者対応の訓練なども、話し合いの場を都度も設けている。不審者対策として、職員は常に笛を携帯して保育にあたるなど事故に対する心がけ・準備がしっかりとされている園である。事故発生時やヒヤリハットについても、記録し、その都度、職員会議などで周知徹底をはかり、再発防止に心がけている。職員だけでなく、子どもたちには、紙芝居を使ったり、話などを通じて、事故を防ぐような働きかけをされている。職員だけでなく、子どもへの意識づけという点もすばらしい着眼点である。訓練に関しても、ただ実施するという側面だけではなく、児童が乳幼児専門の園であることもあり、訓練の際には、その訓練で子どもが不安にならないような配慮までされている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ ⑥ ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長が、開園以来地域への情報収集や配慮を続けてきた為、地域からの苦情もなく保育ができています。日常的な取り組みは「あいさつ」である。保育士があいさつする姿を見て、子どもたちもあいさつできるようになり、それによりますます地域の方とのコミュニケーションがよくなるなど、副次的な効果も出て好循環となっている。老人ホームからも、年に1～2回慰問要請があり行っている。中学生の体験受入については、受入体制はできているが、今までは要望がなく実施はしていない。地域福祉ニーズの把握としては、日常的な情報収集や意見箱の設置、子育て相談日の相談などの機会の中で把握している。ただ、関係機関・団体との連携のもと、積極的に福祉ニーズを把握する仕組みづくりなど積極的に取り組む等の工夫があると望ましい。地域交流会を実施し、毎回定員を超過するほど盛況にすすめられている。子育て相談も応じている。必要に応じて保護者が悩みを持っている未就園時や卒園児のお宅へ訪問する出前保育も年3回行っている。必要な社会資源についても、官公庁機関、医療機関、学校・保育園機関、町内会・民生・第三者委員と分類別にまとめられ、必要に応じて連絡できるよう整備されていた。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

「自己を十分に発揮しながら…豊かな人間性を持った子どもに育てる」として、理念や方針として明示するとともに、マニュアルや実践の中でも注意喚起しながら、保育を実施している。プライバシー保護についても、マニュアルに定め、保護者にもプライバシーに関する書面を配布し同意を得ている。書類等も原則園外に持ち出さないことや、実習生やボランティアに対しても徹底されている。職員に意識づけや取り組み姿勢について、常に自覚をもたせるように周知されている。保護者の意向把握としては、毎年3月に利用者アンケートを実施し、その返答を集計している。それを担当保育士が汲み取りながら要約し園長や職員に報告するようにしている。ただ、この項目で求めているものとしては、このようなアンケートを通じて、分析・検討することで、潜在的な福祉ニーズが導かれたり、事業に反映させていくものである。その意味からすると、現状のアンケートの使い方は、相談・苦情への対応に近いものと感じられた。このアンケートの仕組みについて、目的を明確にし分析・検討し事業計画に反映させるような仕組みが望まれる。相談・苦情としては、苦情意見対応マニュアルとして、整備し職員に周知させている。日常的に相談窓口の明確化はされているが、相談や意見の述べやすいスペース等の配慮など積極的な取り組みは、やや弱いと感じられた。日常的な送迎時や懇談会として場を設定しているとのことだが、お世話になっているという気持ちから意見として言いにくいのが保護者の心理であることも多い。保護者から「要望」が出しやすくなるような仕組みを検討されるのも一案である。苦情・意見を受けた場合の対応については職員に対してはマニュアルで周知徹底されているが、保護者側への働きかけとして、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを分り易く説明した文書等などの働きかけや、他の方の要望・苦情・意見などで寄せられたことを広報することで、相談・苦情という敷居が下がり相談がしやすくなることも一案である。相談・苦情は、ニーズを引き出す一番の方法と言われる。相談・苦情が無いことが良いことではなく、要望という要素を受け入れるという姿勢を示すことにより、話しにくいと思っている方からも、ご意見が出やすくなることもある。良さが伸びることを期待します。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ ① ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ ① ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>P-D-C-Aサイクルの取組についても、その手順がマニュアルや書式として定められており、今後進められる体制となっている。評価としては、今回が初めて第三者評価の実施をした段階で、まだ1サイクル目の途中と言えるため、十分に機能していると判断する前の段階ではあるが、今後、これらの評価の結果に基づき、組織として取り組むべき課題を明確化させ、職員参画のもと、今後改善策や改善計画を立てて実施されることが期待される。マニュアルに従い、今後、定期的に取り組まれない。定期的に実施していくことで、「保育状況(保育課題)報告・PDCA」、「運営に関する課題報告・PDCA」などの報告書式も実務的な使いやすさにも変わっていくであろう。標準的な実施方法については、マニュアルにおいて1項目ごとにコンパクトにまとめられ整備されている。年度初めには、全職員で研修もかねて、半日かけてマニュアルの読み合わせを行い、修正点などがあれば、その際に見直している。サービスの記録について、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、健康帳票や連絡ノートの記入の仕方に至るまで、解りやすい記入方法のマニュアルを作成し周知している。記録管理体制についても、それぞれの記録の担当者を定めており、書類ごとの保存年数も定めたものを、整備されている。職員間の情報の共有する仕組みについても、マニュアル化されており、内容に応じて、毎月の職員会、クラス会、リーダー会など、定期的に定めた職員間の共有する場があり、定期以外にも、必要に応じて開催されている。</p>			
--	--	--	--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	a ・ ② ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

<p>利用希望者には、随時受付し対応している。紹介するしおりなども、保護者にわかりやすく表現されている。園内見学の案内をしながら、質問などを受けて説明し同意を得ているとしている。今年度からは園の雰囲気より知ってもらえるように、園の様子をまとめたDVDを見てもらうことまで検討している。サービスの開始にあたり説明し、質問等に答える等で説明と同意としている。ただ、保育サービスの内容や料金等について保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残しているようなものはなかった。料金については、市で決まるという認識であったが、自費のかかるものもあれば、理念を実現する為の保育内容については、保育所ごとの特性や違いがある。これらを説明しお互いに誤解を生まない為に、保護者にわかりやすい表現の書面をもって、その内容の同意をいただくことが望ましいとされている。金額等のトラブル防止という効果の他にも、特に、第2よさみ保育園の理念で、「園と家庭との連携」による家庭的保育を掲げていることから、園だけではなくご家族も一緒に進めていくという動機づけにもなる。保育していく姿勢や行うこと等、保護者と園とのお約束事を書面で残すことに、周知徹底という効果がある。安城市内の転園の場合、安城市の仕組みのもと、指導記録について要望があれば、コピーを渡すなど、継続性に配慮している。保育終了後も、相談にのる旨説明し継続性に配慮はしているが、保育終了後の相談担当者の窓口設置や、終了後の相談方法や担当者について記載した文書までは作成していない。</p>			
---	--	--	--

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	① ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

課題分析のための書類として、「アセスメント(事前調査)」のフォーマットが提示された。身体状況や生活状況等やニーズを把握し、課題分析するための文書という意味合いとしてのツールとしてのアセスメントシートと、基本情報との違いが、まだ十分に消化されてないと感じられた。アセスメントは、主訴や注意点、希望や意向を聞き取りした記録というだけに留まらず、包括的に把握し課題分析そこから生活ニーズを引き出す手段であり、入園後も定期的に見直ししながら、ニーズを見定めていくものである。アセスメントからニーズを引き出し、一人一人の子どもに対して具体的に明示したものを解決していくために計画を立てるという手順のスタートとなるアセスメントになるよう、園全体が統一的に進めるよう今後の展開に期待したい。保育の基本方針に基づき、保育計画が定められている。子どもの特徴や様子、状態や意向を踏まえて作成している。保育者の意向という際に利用者アンケートをツールとしているとのことだが、このアンケート内容からは福祉ニーズをつかむという項目の方にふさわしい。この項目では個別のものを求めていることから、保護者の園全体への意向の意味よりも、個々の保護者の意向とその子どもの計画についての、P-D-C-Aのサイクルについて求めている個別面の方が強いことを意識されたい。その意味では、今年度から週案に環境構成図と個々を捉える様式を追加し試みられていることで、保育内容や子どもの様子が捉えやすくなったとされているような取り組みをより深め、個々の子どもを捉え、計画し実行そしてチェックし見直しをはかるという点を、進められたい。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。

Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	① ・ b ・ c

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。

Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

詳細な健康マニュアルが定められており、また、園医による月2回の健康診断や月1回の歯科検診が行われている。定期健康診断の結果は、異常があった時だけでなく、異常なしの場合も、保護者に連絡している。保護者にとって初めてのお子さんで乳児の時期だと、保護者は必要以上に心配されるケースも多い。異常なしでも、発育状況や健康状態など、今一步情報提供があると、より安心になる。園庭が狭い中でも、プランターでピーマンなどを子どもたちが育て、その育った野菜を料理に盛り込む等、関心を高める工夫がされている。食育や行事食等も力を力を入れている。給食やおやつも同一の栄養士により愛情込めて手作りされている。そのため配慮が必要な場合も子どもごとに対応されている。このことも、乳児を預ける保護者にとって大きな安心感を与えていると感じられた。献立票を毎月保護者に渡し、日々は園長又は管理者が献食する際にデジカメで写真を取り毎日玄関に掲示している。アレルギー対策などで配慮が必要な場合は、ラップに名前を書くなど、間違い防止対策も取られている。保育環境としても、床暖房であり、清掃もきちんとして清潔感があった。園内では土踏まず形成と健康のため裸足保育としているが、床の清潔さからみて、安心して裸足保育ができる環境である。保育室は、木のぬくもりを感じる作りとなっており、引き戸なども子どもが手を挟まないように切り込みをいれるなど、細やかな気遣いもされていた。保育室の部屋内も子どもの目にやさしい色合いとされており、当日もほどよい日差しが部屋に降り注いでおり、穏やかな雰囲気であった。園としては、環境構成が80%、人的環境20%という保育で環境構成に力を入れている。発達段階に応じて適切なおもちゃもたくさんあり、そのほとんどが保育士が子どもの状況に合わせた手作りであるため乳児を預ける保護者にとっても安心である。

お散歩マップを掲示し公園や田んぼに出かけ、自然に十分触れられる環境作りにも努めている。外での自然を通じたり、散歩で持ち帰った素材を保育教材に活かすことなど、季節感も感じられるように工夫されたり、日本の伝統行事も取り込むことも配慮した保育がされている。遊びや生活を通じて集団のルールやけんかも含めて人間関係を学ぶ場としてとらえ、適切な見守りをするようにしている。人権や性差先入観排除であったり、様々な国の異文化についても理解しながらも、基本はどの子も同じかわりあいとして、保育士自らが手本になって子どもに見せていっている。乳児保育専門の保育所であり、延長保育希望者がほとんどであることから、連絡漏れなどがないよう連絡ボードを活用するなど担任にもしっかりと伝わるような習慣化させている。自閉症、発達障がいなど、様々な障がいのことを考えた場合、ハード面、ソフト面で工夫できる点は多々あるが、入園された場合に、それぞれのケースについて工夫しながら対応するとしている。昨年度の入受時は、専用ノートでの管理や理学療法士や作業療法士等と連絡をとりながら行われた。保護者とは連絡帳があり、また送迎時の話のほか、年2回個別面談を行っている。懇談会の他、運動会、生活発表会、祖父母を含めた保護者会や保護者も一緒に給食を食べる誕生日会もあり、保護者が保育に参加する機会も設定されている。乳児ということもあり、送迎時に保育室まで保護者が迎えに行くこととなっている。保護者が、日常的に保育室まで入れることも、コミュニケーションが取りやすい一因になるように思われた。